

資料編

資料編	149
用語解説	151

用語解説

【あ行】

ICT：Information and Communication Technologyの略であり、情報・通信に関連する技術一般の総称。日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

アーバンデザイン：都市空間の改善や最適化により、見た目の美しさだけではなく、まちが使われることによる利便性や安らぎ、楽しさといった価値もまちづくりに取り入れようとする考え方。本市では民間主体のまちづくりを推進するために、令和元年9月に「前橋市アーバンデザイン」を策定。

アドプト制度：英語で「養子縁組」のこと。住民や企業などが、地元の道路や川の土手のような公共物を自分たちの養子とみなし、定期的に空き缶拾いなどの清掃活動などを行う制度。

【か行】

かしぐね：冬の強い季節風（からっ風）を防ぐため、屋敷の北と西の両側に設けられたカシの木による生垣のこと。

合併処理浄化槽：トイレ排水（し尿）や台所・洗濯・風呂などからの生活雑排水を微生物の働きを利用して処理し、きれいな水にして河川などに放流する施設。

区域区分：市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。なお、区域区分が定められている都市計画区域を「線引き都市計画区域」、区域区分が定められていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」ともいわれる。

群馬県汚水処理計画：公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの各汚染処理方法を計画的に組み合わせ、効率的な処理体制や施設整備を進めるために群馬県が策定した計画。平成30年3月策定。

公共下水道：主として市街地における下水を排除し又は処理するための地方公共団体が管理する下水道。

高次都市機能：日常生活を営む圏域を越えた広範な地域を対象として、質の高い都市的サービス（行政、商業、教育、医療、文化など）を提供する機能のこと。

交通安全関連施設：交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して設置する施設であり、信号機、道路標識等都道府県警察（公安委員会）が設置するものと、横断歩道橋や歩道、道路照明灯等道路管理者が設置するものがある。

コミュニティサイクル：まちなかに複数のポートを設置し、利用者が指定されたポートで自転車の貸出・返却等ができる都市交通システム。

【さ行】

サイクル&バスライド：出発地点（自宅など）から自転車でバス停まで行き、バス停付近の自転車駐車場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かうこと。

市街化区域：都市計画法により、既に市街地になっている区域及び概ね10年以内に優先的に、計画的に市街化を図るべき区域として都市計画区域内に指定される区域。公共施設の整備や面的な整備を行うことにより積極的に市街地をつくっていく区域。用途地域の指定を行い、土地利用を

規制することによって、良好な都市環境の市街地の形成を目的とする。

市街化調整区域：都市計画法により、市街化を抑制すべき区域として都市計画区域内に指定される区域。山林地帯や農地などが中心で、人口及び産業の都市への急激な集中による無秩序、無計画的な発展を防止しようとする役割を持ち、区域内では、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。

住区基幹公園：住民の生活行動圏域（街区～徒歩圏）ごとに配置され、住民の日常的な利用を目的とした比較的小規模な公園。住区基幹公園には、街区公園・近隣公園・地区公園がある。

整備、開発及び保全の方針：都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針。区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるものであり、当該市町村の発展の動向、当該都市計画区域における人口や産業の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするもの。都市計画区域マスタープランともいわれる。

【た行】

第七次前橋市総合計画：総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを示す計画であり、自治体が行っている様々な事業や行事、都市基盤整備などは、この総合計画を基に実施される。平成30年3月策定。

デマンドバス：従来の定時・定路線バスと異なり、利用者の呼び出しに応じて最寄のバス停まで迎えに行き、目的地まで運ぶシステム。

都市基幹公園：1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした大規模な公園。都市を計画単位としたもので、都市基幹公園には、総合公園・運動公園がある。

都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、土地利用、都市施設などを総合的、一体的に計画すること。線引きや用途地域などの土地利用、道路・公園・下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業の3つの柱から成り立つ。

都市計画区域：都市計画の対象となる範囲であり、自然的・社会的条件などから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域が、都市計画法に基づき指定される。

都市計画マスタープラン：都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が取り組む都市計画（都市づくり）の最も基本的な考え方となる計画。

【な行】

農業集落排水事業：農村地域における農業用排水の水質保全や、トイレの水洗化など生活環境を改善するために排水処理施設（下水道）を整備する事業。

【は行】

BRT：Bus Rapid Transit（バス高速輸送）の略であり、一般的には、「バス専用道路等により、軌道系交通と比較しても遜色のない機能を有し、かつ、柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システム」と定義される。

ビオトープ：狭義の解釈では、トンボ池のような人工的に創出・再生された単一生物生息空間という意味があるが、広義の解釈では、生物の生息空間という意味がある。本書計画では、都市部等の人工空間における生物に配慮した空間整備について使用している。

【ま行】

前橋市環境基本計画：良好な環境の保全及び創造を目的とした計画。前橋市環境基本条例の基本方針に基づき策定され、その後の社会情勢の変化や、合併に伴う市域の拡大などに対応するため、平成30年3月に改訂。

前橋市景観計画：計画区域を全市域とし、赤城山を背景にした眺望の保全を中心に景観を保全するための景観形成方針を定めている。また大規模な建築物の建設などに対し景観的な配慮を求める景観形成基準等を定めている。平成21年10月策定。

前橋市子ども・子育て支援事業計画：全ての子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に令和2年3月に策定。

まえばしスマイルプラン～老人福祉計画・第7期介護保険事業計画～：老人福祉法に基づき、高齢者に関する政策全般を計画する「老人福祉計画」と、介護保険法に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画する「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画。平成30年3月策定。

前橋市地域公共交通網形成計画：人口減少や高齢化に対応するために、需要に応じた交通手段への転換など、バス路線を中心とした公共交通ネットワークの再構築を図ることを目的とした計画。平成30年3月策定。

前橋市地域防災計画：地域に生活する全ての人の生命・身体・財産を災害から守るため、自治体、防災関係機関、事業所、個人がそれぞれ果たすべき責務と役割を記述したもので、地域における災害対策の基本計画。平成30年6月改訂。

前橋は一とふるプラン（前橋市第3次障害者福祉計画）：障害者基本法に基づき、障害者の社会参加やまちづくり等、本市の障害者施策の総合的な計画。平成28年3月策定。

前橋市緑の基本計画：本市における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置について、総合的かつ計画的に実施するための基本計画。平成30年3月改訂。

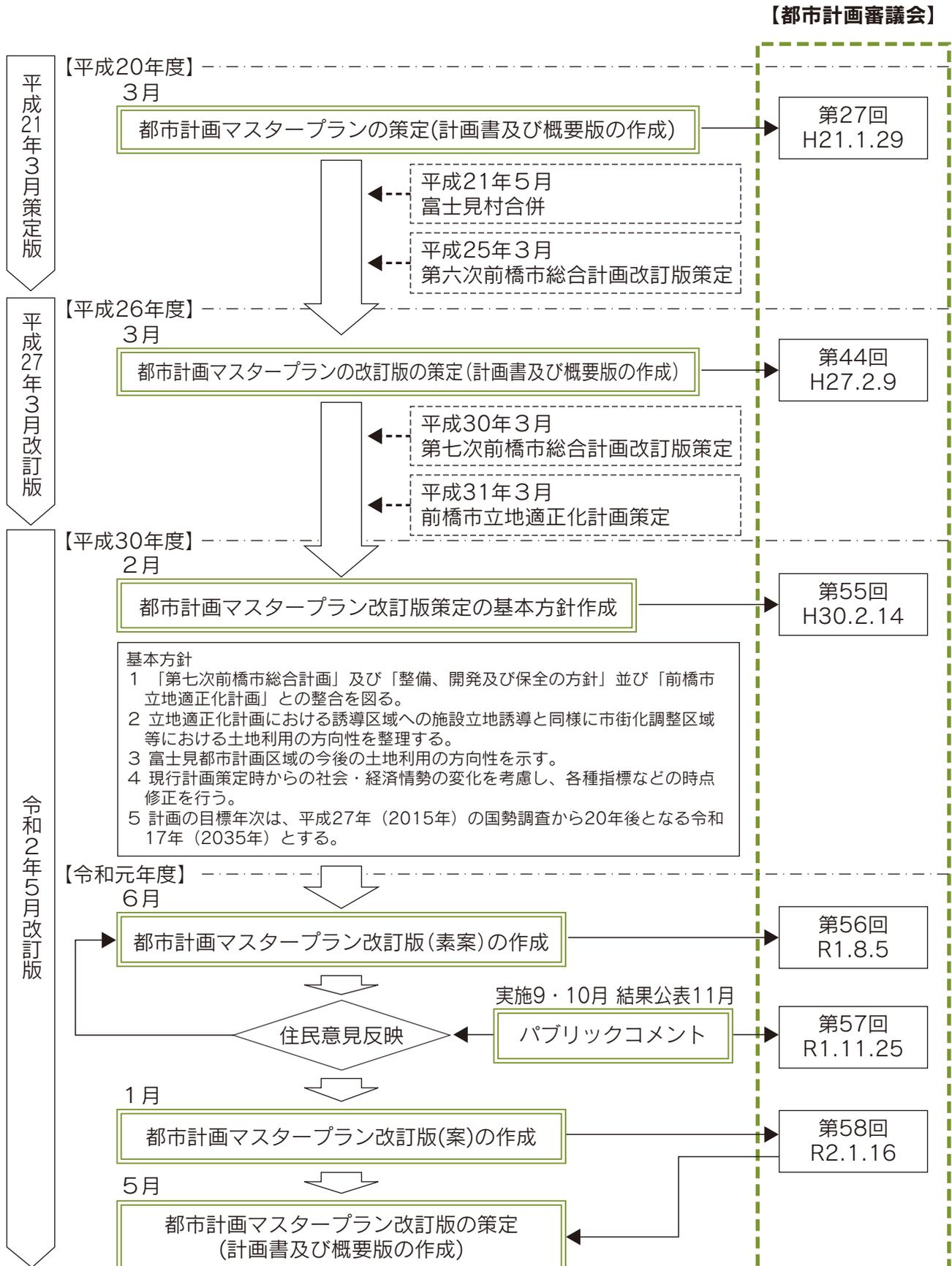
【や行】

ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

【ら行】

リノベーションまちづくり：今あるものを生かし、新しい使い方をしてまちを変えることであり、遊休不動産における空間資源と潜在的な地域資源を活用して、民間自立型のプロジェクトを興して地域課題を複合的に解決する官民連携まちづくり手法。

策定の流れ



パブリックコメント

パブリックコメント制度は、市の基本的な計画等の策定にあたり、事前に内容を公表して意見を求め、提出された意見を踏まえて計画等の意思決定をするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。今回、前橋市都市計画マスタープランの改訂にあたり、改訂版（素案）を公表し、幅広くご意見を募集するとともに、いただいたご意見・ご提案の計画内容への反映に努めました。

- 募集期間** 令和元年9月13日から令和元年10月15日まで
- 募集方法** 都市計画マスタープラン改訂版（素案）を本市ホームページ、市庁舎（都市計画課、情報公開コーナー）、各支所・市民サービスセンター、にぎわい商業課、図書館で公表し、意見提出用紙を持参・郵送・FAX・メールにて募集
- 募集結果** 意見提出者数 6名
提出意見総数 13件

前橋市都市計画マスタープラン2020

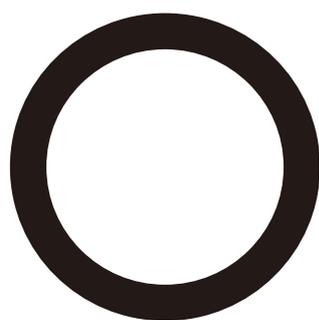
令和2年5月

発行 前橋市

編集 前橋市都市計画部都市計画課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027-224-1111



前橋市